

第47回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時 令和3年4月15日(木) 18:00～
場所 危機管理防災センター本部会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について
- (2) 埼玉県における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

3 知事発言

4 訓 示

5 閉 会

第47回新型コロナウイルス対策本部会議名簿

職名	氏名	備考
知事	大野 元裕	
副知事	高柳 三郎	
知事室長	小島 康雄	
統括参事	石曾根 祥子	代理
報道長	島田 繁	
企画財政部長	堀光 敦史	
総務部長	小野寺 亘	
県民生活部長	真砂 和敏	
危機管理防災部長	安藤 宏	
環境部長	小池 要子	
福祉部副部長	細野 正	代理
保健医療部長	関本 建二	
雇用労働局長	山野 隆子	代理

職名	氏名	備考
農林部副部長	唐橋 竜一	代理
県土整備部副部長	磯田 忠夫	代理
都市整備部長	村田 暁俊	
会計管理者	穴戸 佳子	
企業局長	磯田 和彦	代理
下水道局長	海老原 正明	
議会事務局長	加藤 繁	
監査事務局長	矢島 謙司	
人事委員会副事務局長兼 総務給与課長	田口 修	代理
労働委員会事務局長	新里 英男	
副教育長	萩原 由浩	代理
警察本部警備部長	田崎 仁史	代理

案

令和3年4月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づく
まん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

本県においては、3月21日に緊急事態宣言が解除され、段階的緩和措置を続けて来たが、解除以降新規陽性者の増加傾向が続いている。特に、東京都区部と接する県南部においてはその傾向が顕著である。この状況が続けば、まもなくステージⅢの指標を超えることが見込まれる。

また、変異株の感染が増えており、今後感染の急拡大が懸念される。

さらに、医療現場には、長期にわたり多大な負担がかかっており、これ以上の感染拡大が続けば、新型コロナウイルス感染症への対応のみならず、通常医療や高齢者向けワクチン接種にも大きな影響を及ぼす恐れがあることから、早急な対策が必要となってくる。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、県内の実情に応じた総合的な感染拡大防止対策を実施してきた。

全国的な変異株の感染拡大を踏まえ、国と県がより一層連携しながら、県境をまたぐ移動の自粛やより実効性のある人流抑制施策の実施、飲食店へのガイドライン遵守の徹底など、さらなる感染拡大防止対策を直ちに強化することが必要である。

そこで、まん延防止等重点措置の公示を行うよう特別措置法第31条の4第6項に基づき要請する。なお、期間については、1か月間とするよう要望する。

併せて、事業規模に応じた協力金制度やワクチンの確実な供給、変異株に係る最新の知見など感染拡大防止対策に必要な情報の一層の提供を求める。

埼玉県における４月１日以降の段階的緩和措置等について（案）

令和３年４月１５日

県では、４月２１日まで（催物（イベント等）の開催制限については、４月１８日まで）段階的緩和措置等を実施しています。再度の感染拡大を防ぎ、県民の命を守るため、以下のとおり協力を要請いたします。

I 対象区域

埼玉県全域

II 実施期間

令和３年４月１日（木）から令和３年４月２１日（水）まで

ただし、Ⅲの中にある催物（イベント等）の開催制限は、令和３年３月２２日（月）から令和３年４月２１日（水）まで

III 協力要請等の内容

<県民に対して>

特措法第２４条第９項に基づく要請

- ・ 不要不急の外出自粛、県境をまたぐ移動の自粛
（医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く）
- ・ 営業時間の短縮を要請している県内の飲食店等の午後９時以降の利用回避
- ・ 感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避

その他のお願い

- ・ 卒業旅行、謝恩会、飲食を伴う花見、歓送迎会などは控えること
- ・ 「昼飲み」「昼カラ」も長時間を避け、夜と同じ感染防止対策をとること
- ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること
- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること
- ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること
- ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること
- ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと

<事業者に対して>

特措法第24条第9項に基づく要請

○ 施設の使用制限等

◇ 飲食店の営業時間の短縮等

令和3年4月1日（木）午前0時から令和3年4月21日（水）午後12時まで

・ 対象：県内の

飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

・ 内容：営業時間 午前 5時から午後9時まで

酒類提供時間 午前11時から午後8時まで

◇ 感染症対策の徹底

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染症対策を徹底

○ 催物（イベント等）の開催制限

人数上限と収容率は国が示す目安を上限とする。

※ あわせて、営業時間を午後9時までに短縮していただくようお願いする。

（国が示す目安）

【人数上限】5,000人以下又は収容定員50%以内（ $\leq 10,000$ 人）のいずれか大きいほう

【収容率】大声での歓声、声援 無：100%以内／有：50%以内

→人数上限、収容率の人数のいずれか小さいほう

その他のお願い

○ 職場等における対策

- ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）
- ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・ 職場・寮における感染防止策の徹底
- ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

○ 飲食店等における対策

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個室」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

○ 営業時間の短縮及び人数上限等

- ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとするとともに、人数上限と収容率は国が示す目安を上限とする。
- ・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000平米超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとする。

<県教育委員会に対して>

特措法第24条第7項に基づく要請

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請

IV 協力要請等とあわせた対応

○ 県主催イベント等の取扱い

県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる。

※ 指定管理者に対しては県の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

○ 屋内県有施設の利用

以下の条件を厳守した上で、準備が整った施設から原則として再開する。

ただし、再開に当たって施設管理者は各施設の所管部局と事前に協議すること。

◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。

- ・ 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む）
- ・ 宿泊施設・シャワー等の使用
- ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
- ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・ その他、政府の定める基本的対処方針を逸脱する等の行為

◇ 以下の感染対策を徹底する。

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
- ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入
- ・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守